

病院文書認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限り
ます。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

～ 文書種類 ～

公文書	<p>管轄内の医療機関にて発行された文書</p> <p>例.健康診断書・予防接種証明書・死亡診断書・領収書等</p> <p>注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～)</p> <p>注2)パスポートと同姓同名であること</p> <p>異なる場合、同一人物である証明書類[住民票・運転免許証等]を要提出</p> <p>注3)領収書…記載費用額に関わらず、1枚に対し1部の認証証明(2021/5/19～)</p> <p>注4)薬局発行のものは不可</p> <p>注5)病院詳細[名称・所在地・電話番号等]…要病院印または医師署名/担当者印</p> <p>注6)複数頁にわたる場合…全頁に要割印</p>
	<p>管轄内を居住地とする個人が作成した文書</p> <p>例.本文に対する訳文等(訳文の要否:提出先機関の判断に依る)</p> <p>注1)事前公証…本処管轄内の公証役場に限り 公証役場一覧</p> <p>注2)要訳文の場合…本文と要同時認証</p> <p>○本人申請</p> <p>領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出</p> <p>○代理申請</p> <p>a.申請者の本人署名</p> <p>—要事前公証:必ず本人が公証役場に出向くこと</p> <p>本文は本処にて直接認証が必要な為、 [公文書コピー+訳文]に公証を受けること</p> <p>b.代理人の代理署名</p> <p>—代理人名義の申請表(訳文用)が別途必要</p> <p>—代理委任状に訳文代署の旨を要明記</p> <p>—領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出</p>
私文書	

台北駐大阪経済文化弁事処

～ 必 要 書 類 ～

◆本人申請

1	申請表
2	認証文書の原本
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,000円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

◆代理申請

1	申請表
2	認証文書の原本
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー
5	代理委任状原本 ○署名の場合…パスポートと同書式で要署名 ○押印の場合…要印鑑証明書
6	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,000円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

* 健康診断書の認証に関する注意事項について

[見本](#)

下記数点を必ず病院側に申し出てください。

認証申請前のメールによる画像確認のお問い合わせも可能です。

- ・予防接種証明書がある場合……………ホッチキスで診断書と綴ること
- ・複数頁にわたる場合……………全頁に要割印
- ・診断書に貼られた写真……………要割印
- ・病院詳細[名称・所在地・電話番号等]…要押印(ゴム印が無い場合は手書き可)

台北駐大阪経済文化弁事処

～ 必 要 書 類 ～

◆ 郵送申請

1	申請表
2	公文書…認証文書の原本 私文書…公証済みの認証文書原本 —必ず本人が公証役場に出向き、公証を受けること(代理公証は不可)
3	認証文書の各全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)のコピー ②在留カード所持者…両面コピー
費用	現金 2,000円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
返送用封筒	日本在住者…レターパックライト: 全項目を記入後、追跡用として事前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと 台湾在住者…「EMS専用ラベル・A4/2枚組」(国際郵便サイトにて作成しプリントアウト)及び「1,450円分切手」と共に同封すること 宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による代理受取を検討してください。
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
宛先	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623
備考	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管

台北駐大阪経済文化弁事処

《 注意事項 》

- ・認証は、基本的に原本への認証です。
コピーへの認証を希望する場合は、原本と認証部数のコピーを用意してください。
但し、原本認証が前提となる為、コピーのみの認証はできません。
尚コピー認証ができない文書もある為、事前にお問い合わせください。
- ・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。
A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。
- ・発行確認を問い合わせる為、事前にその旨を医療機関に伝えておいてください。
確認対応を拒否された場合、審査不可とみなされ申請案件は取り消されます。
その場合、申請費用は返金されませんので、ご了承ください。
- ・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。
- ・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。
- ・代理人は、18歳以上且つ行為能力のある方のみ可能です。
- ・未成年者の場合、本人による単独申請はできませんので保護者名義の申請となります。
代理委任状は不要ですが、親子関係証明書類[戸籍謄本・住民票等]の提出が必要です。
- ・本処管轄外の地域で発行された文書は、各管轄の弁事処にて申請してください。

《 お問い合わせ先 》

本大阪弁事処	
住所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階
TEL	06-6227-8623
FAX	06-6227-8464
E-Mail	osaka@mofa.gov.tw
開館日	月～金曜日
休館日	土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サイトのお知らせをご参考ください)
受付時間	■申請・・・9:00～11:10 * <u>予約不要</u> ■受領・・・9:00～11:30 & 13:00～15:00 * 開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、 本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来ください。
	受付日 受理翌日起算5開館日
受取方法	3通り

各弁事処	電話番号	管轄区域
駐日代表処	03-3280-7800	関東・甲信越・東北地方
横浜弁事処	045-641-7737	神奈川県・静岡県
福岡弁事処	092-734-2810	九州地方・山口県
那覇弁事処	098-862-7008	沖縄県
札幌弁事処	011-222-2930	北海道